



令和4年10月31日

報道機関 各位

学校給食費第3子以降無償化事業について

コロナ禍における物価高騰の影響を受けている子どもの多い世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和5年1月から3月まで、第3子以降の学校給食費を無償化します。

市では、コロナ禍における物価高騰の影響を受けている子どもの多い世帯の経済的負担の軽減を図るため、千葉県が実施する公立学校給食費無償化事業を活用し、第3子以降の学校給食費を無償化します。無償化となる対象者は、最大で小学生209人、中学生104人の合計313人を見込んでいます。

1 対象期間 令和5年1月から3月まで

2 対象者 次の要件を全て満たす者

- (1) 保護者が3人以上の子を扶養しており、その扶養している子のうち、年齢が上から3番目以降の子であること
- (2) 鴨川市内小中学校に在籍する児童及び生徒であること
- (3) 生活保護及び就学援助による支援を受けていないこと
- (4) 学校給食費の滞納が無いこと

※ 11月上旬には、学校を通じて案内チラシを配付し、申請に向けた手続きを開始する予定

また、現状の栄養バランスと量を保った給食の提供を継続するため、物価高騰の影響を受けている給食用の賄材料費の増嵩費用を市が負担します。

なお、子育て世帯への経済的支援を行うため、保護者が負担している給食費は据え置きます。

鈴木教育長は「県の事業を活用した第3子以降の学校給食費無償化や、賄材料費の増加費用を負担することで、子育て世帯への経済的な支援をしたい。」とコメントしています。

問い合わせ

教育委員会 学校教育課 学校給食係
(学校給食センター) 担当：嶋津

TEL：04-7092-1538 FAX：04-7092-1567